

「農業振興地域」「農用地区域」とは

○農業振興地域

「農業振興地域」とは、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。

松前町では、町面積約2,032haの内、都市計画法に基づく市街化区域を除いた地域が市街化調整区域として指定されており、その面積は約1,635.9haです（平成26年4月1日現在）。松前町では市街化調整区域と農業振興地域は同じ範囲を指定しています。

○農用地区域

農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。

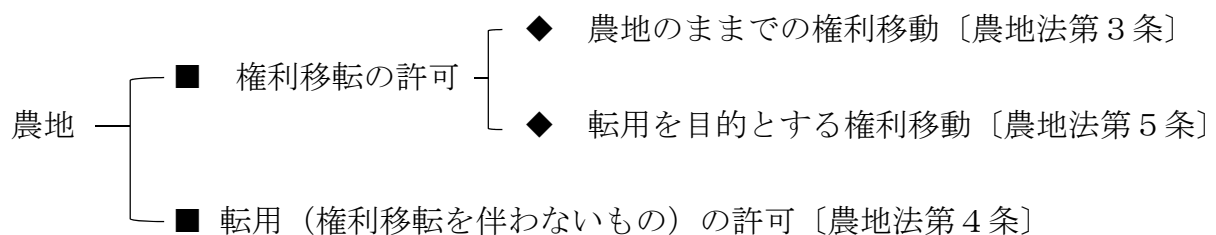
その指定は、町が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において行い、松前町では、約735haを農用地区域に指定しています。

農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。

農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外（農振除外）が必要となりますので、「産業課農地係」までご相談ください。

農地転用：農地の転用には許可が必要です

○権利の移動及び転用制限の規則



農地区分

農用地区域内の農地（青地）	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内的の農地	原則不許可	
白地	甲種農地	おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で高性能機械による営農に適する農地 (特に良好な営農条件を備えている農地)	原則不許可
	1種農地	おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地 (良好な営農条件を備えている農地)	原則不許可
	2種農地	住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の農地 鉄道の駅、役場からおおむね500m以内の農地	周辺の他の土地に立地することが出来ない場合は許可
	3種農地	鉄道の駅、役場から300m以内にある等の市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可